

Business calendar

2025.1 January

給与振込の时限：振込指定日の3営業日前の16時まで
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
29	30	31	元日 01	休業日 02	休業日 03	04
05	06	07 1月10日給与時限 16:00まで	08	09	10 給与振込	11
12	成人の日 13	14	15 1月15日給与時限 16:00まで	16	17	18
19	20 給与振込	21 1月20日給与時限 16:00まで	22	23	24 給与振込 ※1月25日(土)の為	25
26	27	28 1月24日給与時限 16:00まで	29	30	31 給与振込	01
02	03					

🔔 1月の税務・労務チェックリスト

税務

- 10日
 - ❑ 前年12月徴収分源泉所得税・住民税の納付
 - ❑ 前年7月～12月徴収源泉所得税の納付 ※特例適用者
- 20日
 - ❑ 前年7月～12月徴収源泉所得税の納付
※特例適用者・納期特例届出者
- 末日
 - ❑ 11月決算法人の確定申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - ❑ 5月決算法人の中間(予定)申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - ❑ 2月・8月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付
※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
 - ❑ 給与等の支払調書合計表の提出
 - ❑ 給与支払報告書の提出
※給与所得者の所在地の区市町村
 - ❑ 固定資産税の償却資産申告書の申告
※償却資産の所在する市町村
 - ❑ 源泉徴収票の給与所得者への交付
※実務上は前年12月の給与支払日
- 1月中
 - ❑ 個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第4期分)
※市町村の条例で定める日
 - ❑ 給与所得者の扶養控除申告書の提出
(本年最初の給与支払日の前日まで)
※実務上は給与支払者に前年12月に提出

労務

- 10日
 - ❑ 一括有期事業開始届(12月分)の提出
- 末日
 - ❑ 労働者私傷病報告書の提出
(休業4日未満の10月～12月分)
 - ❑ 健康保険・厚生年金の保険料納付
 - ❑ 健康保険印紙受払等報告書提出
 - ❑ 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。